

IoT・AI等先端技術導入支援補助金 (導入コンサルティング・事前検証分)

募集期間

令和7年9月30日(火)

※次回の募集は予算が残っている場合のみ実施

IoT・AI・ロボット等先端技術活用(設備やサービスのIoT化、AI導入、ロボット活用による自動化等)のための事前検証を補助します。

【本補助金でのIoT・AI・ロボットの定義】

・「IoT」とは、単に従来から行われている単独機械の自動化や工程内の生産管理の導入にとどまらず、複数の機械等がネットワーク環境に接続され、そこから収集される情報・データを活用して、①監視(モニタリング)、②保守(メンテナンスサービス)、③制御(コントロール)、④分析(アナライズ)のいずれか又は複数を行うことを指します。

・「AI」とは、人間の使う言語の理解や、データ・経験から論理的な推論、学習を行うプログラムやソフトウェアのことで、「AIの導入」とは、IoT機器等で収集されたデータを、これらのプログラムを活用して分析等を図ることを指します。

・「ロボット」とは、「センサー、知能・制御系、駆動系の3つの要素技術を有する智能化した機械システム」及び「RPA【Robotic Process Automation ロボティックプロセスオートメーション】人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替するもの」を指します。

【補助額・補助対象となる取組】

・導入コンサルティング・事前検証事業

補助額：上限150万円 補助率：1/2

対象取組：自社の労働生産性向上が見込まれるIoT・AI・ロボット等の先端技術を選ぶために、コンサルティングの依頼や事前検証を行う取組

労働生産性

$$\text{労働生産性} = \frac{\text{付加価値額 (営業利益 + 人件費 + 減価償却費)}}{\text{労働投入量 (労働者数又は総就業時間)}}$$

※1「労働生産性」とは、「付加価値額(営業利益+人件費+減価償却費)」を「労働投入量(労働者数又は総就業時間)」で除した値とする。

※2「労働生産性向上」とは、業務改善、業務改革、製品・サービスの開発等による「付加価値向上」や「労働投入量の削減」等で上記※1の値が向上することをいう。

【過去の採択事例】

- ①切削液の電気伝導度測定による濃度管理システムの構築に向けた導入コンサルティング事業(現状把握～システム構築～試作機開発～実証実験)
- ②協働ロボット導入及び最新NC複合加工機の導入によるロボットハンドリング耐荷重量の検証と昼夜運転化による生産性向上の検証。
- ③作業自動化のネックとなっていた人による目視点検工程をAI画像センサーに代替させることによる属人性の排除と生産性向上の検証。
- ④3D物理シミュレーターを用いた仮想自社生産現場を構築することで、物理条件等を踏まえた自社に最適なIoT要件を検証。
- ⑤タブレットを用いた組立工程のチェック作業のデジタル化とRPAによる受注情報のシステム間入力の自動化による生産性向上の検証。
- ⑥スマートファクトリー実現に向けて、一部の生産ラインで工作機械のネットワーク化による機械稼働監視と製造情報の共有化を構築し、段取時間削減を軸としたIoT化による生産性向上をスモールスタートで検証。

【補助対象者】

次の各号のいずれも満たすものとする。

- (1) 岡山市内に本社もしくは主要な事業所（工場・オフィス・店舗等）がある中小企業者。
（※本補助金における中小企業者の定義については、3ページ目【中小企業者の定義】をご確認ください。）
- (2) 岡山市内の事業所（工場・オフィス・店舗等）における取組であること。
- (3) 同一の経費について国及び岡山県、その他の団体の補助金と重複して本補助金の交付を受けないこと。
- (4) 許認可等が必要な業種の場合には、それらを取得していること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア みなし大企業（定義については、3ページ目【中小企業者の定義】をご確認ください。）
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条（昭和23年法律第122号）に規定する業種
 - ウ 岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団
 - エ 岡山市暴力団排除基本条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - カ 訴訟や法令遵守上において、本事業の遂行に支障をきたすような問題を抱えている者

【中小企業の定義】

（1）以下のいずれかを満たすこと

- 会社および会社に準ずる営利法人
（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合）
- 個人事業主（商工業者であること）
- 以下の要件を満たした特定非営利活動法人
 - ①法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること
 - ②認定特定非営利活動法人でないこと

（2）以下、基準分類表の「資本金の額又は出資の総額」もしくは「常時使用する従業員の数」の数値のいずれかもしくは両方を満たす者

基準分類表	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～⑦以外）	3億円以下	300人以下
②ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
③卸売業	1億円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下
⑤サービス業（⑥⑦以外）	5千万円以下	100人以下
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦旅館業	5千万円以下	200人以下

※中小企業者には当てはまらない者

○法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人 ○任意団体 ○宗教上の組織又は団体、政治団体

○本補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと認められる事業者 ○医療法人、社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、認定特定非営利活動法人、（病院・助産所等を個人名義で開設している）医師、
歯科医師、助産師

○個人農林漁業者及び農事組合法人 ○本補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと認められる事業者

※次のいずれかに該当する中小企業者は、みなし大企業とし補助対象者にはなりません。

- ア 発行済株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している企業
- イ 発行済株式の総数または出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している企業
- ウ 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている企業

【補助対象となる経費の一覧】

次の要件をすべて満たす経費が補助の対象となります。

- ・補助対象となる取組に要する経費であること。
- ・補助金交付決定日以降に支払った経費であること。
- ・岡山市内の事業所（工場・オフィス・店舗等）における取組に係る経費であること。
- ・事前検証にかかる取組については、購入する機器・部品等の数量は必要最小限にとどめ、補助事業終了時にはすべて使用していることを原則とします。補助事業終了時点での未使用残存品は原則補助対象となりません。
- ・人員削減を目的とした取組ではないこと。

記号	科目	取組にかかる経費の例
A	外注費・手数料・報酬費	導入効果の高いIoTやAI、ロボット等先端技術を選んだり、技術指導を受けるためのコンサルティング費用（旅費含む）等 システム・装置などの設計・開発・構築・製作・改良・据付けにかかる委託費用、AI等導入の実証実験（PoC）にかかる委託費等
B	機器・システム等購入費	機械装置・部品（各種センサー・カメラ等のデバイス、WiFi機器、LPWA、RFID等のデータ送受信装置、モニター等のディスプレイ機器等）、工具・器具（測定工具・検査工具等）、ソフトウェア、情報システム等
C	賃借料・使用料・利用料	機械装置・部品・情報システム等のリース・レンタル・賃借、クラウドサービス利用料、ソフトウェアライセンス料、回線使用料等 ※補助対象期間分のみ
D	原材料費	IoT設備（センサー等）等を自社で製作するのに必要な原材料の購入費等
E	運搬費	運搬料等

クラウドサービスについての注意点

※1 専ら、補助事業のために利用するクラウドサービスやWEBプラットフォームの利用費であって、他事業と共有する場合は補助対象となりません。

※2 具体的には、サーバーの領域を借りる費用（サーバーの物理的なディスク内のエリアを借入、リースを行う費用）、サーバー上のサービスを利用する費用等が補助対象経費となります。サーバー購入費・サーバー自体のレンタル費等は対象になりません（機器・システム等購入費、賃借料・使用料・利用料としては対象となる場合があります。）。

※3 サーバーの領域を借りる費用は、見積書、契約書等で確認できるもので、補助事業期間中に要する経費のみとなります。したがって、契約期間が補助事業期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業期間分のみとなります。

※4 クラウドサービス利用に付帯する経費についても補助対象となります（例：ルータ使用料・プロバイダ契約料・通信料等）。ただし、あくまでも補助事業に必要な最低限の経費であり、販売促進のための費用（公開のためのホームページ作成料等）は対象になりません。また、パソコン・タブレット端末・スマートフォンなどの本体費用は対象となりません。

【補助対象とならない経費の一覧】

次の経費は補助の対象になりません。

- ×公租公課（消費税及び地方消費税、健康保険料や労働保険料等）
- ×人件費（給与、役員報酬等）
- ×文房具・事務用品等の消耗品（はさみ、ペン、封筒、インクカートリッジ、CD/DVD、USBメモリ、電池等）
- ×汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例：事務用のパソコン・プリンタ・デジタル複合機など）
- ×支払いにかかる手数料等（振込手数料、代引手数料、ネット決済手数料等）
- ×決算書作成や税務申告等のために税理士・会計士等に支払う費用、訴訟等のための弁護士費用等
- ×各種保険料等
- ×借入金の支払利息・遅延損害金・損失補填等
- ×飲食・接待等にかかる費用
- ×当補助金申請にかかる書類作成支援や郵送料等の費用
- ×その他公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

【補助対象となる経費の一覧】に「経費の例」として挙げた経費であっても、次のものは補助対象外となります。

- ×補助金交付決定日より前に支払ったもの、×取組に伴って発生したものではない経費
- ×領収書や振込明細等の宛名が社名・代表者名・屋号以外のもの、領収書等の宛名が空欄のもの
- ×法人名義又は代表者名義以外のクレジットカードで支払ったもの
- ×一般価格や市場相場等と比べて著しく高額なものの及び中古品
- ×手形払等で支払い実績を確認できないもの
- ×補助対象外経費と混在した支払いであって、明細等で当該経費が半別できないもの
- ×領収書、振込データ、通帳等、支払いが確認できる書類が提出できないもの
- ×国・県・市等、他の補助金の対象となっている経費

【申請の流れ】

応募から補助金交付までのスケジュール（予定）

※かつこ □ で囲んである項目は応募者が行う手続きです。

○事業採択の手続き

- (1) **【応募書類の提出】**

令和7年9月30日（火）

- (2) 書類審査
補助対象事業の採択

市：採択通知

○補助金交付申請の手続き

- (1) **【補助金交付申請書の提出】**

- (2) 補助金交付決定（目安）

令和7年10月末日頃

市：補助金交付決定通知書の送付

○補助事業の実施

補助金交付決定後

【コンサルティングの依頼や事前検証の契約・実施等】

○実績報告の手続き

- (1) **【補助事業完了】** 最終期限：令和8年2月27日

- (2) **【実績報告書の提出】** 事業完了後20日以内又は
令和8年2月27日の
いずれか早いほうの日

- (3) 完了検査
(4) 補助金額の確定

市：補助金確定通知書の送付

○補助金の支払いの手続き

- (1) **【請求書の提出】** 補助金額の確定から2週間以内目途

- (2) 補助金の支払 請求書の提出から1ヶ月以内目途

※上記手続きに必要な様式や、本補助金の要綱等、詳細は岡山市ホームページ

[（https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000071074.html）](https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000071074.html) よりご確認・ダウンロード
ください。ページ遷移の方法（ホーム ⇒ 事業者情報 ⇒ 事業を営んでいる方 ⇒ 岡山
市の工業 ⇒ ものづくり振興）

＜事業採択時、応募書類＞

- ①チェックシート（導入コンサルティング・事前検証事業）
- ②岡山市IoT・AI等先端技術導入支援補助金に係る申請書（導入コンサルティング・事前検証事業）（様式A-1）
- ③補助事業計画書（導入コンサルティング・事前検証事業）（様式B-1）
- ④直近の確定申告書
「法人の場合」別表一（一）、法人事業概況説明書
「個人事業主の場合」第一表、所得税青色申告決算書（損益計算書～貸借対照表）又は収支内訳書
- ⑤「法人のみ」直近の決算書（表紙・貸借対照表・損益計算書。）
- ⑥見積書（写しで可）※100万円（税込）を超えるものについては2社以上1社とする場合は理由書添付
- ⑦その他補足資料（カタログ等のコピーを添付すること。最大5枚まで。）

＜補助金交付申請時、提出書類＞

- ①補助金交付申請書（様式第1号（第7条関係））
- ②補助事業計画書（様式B及び添付資料に修正がある場合）
- ③同意書（様式G）
- ④市税の滞納無証明書
- ⑤事業開始前の状況写真
- ⑥債権者登録申請書（岡山市に未登録の場合）：支払先口座の登録に必要です

＜実績報告時、提出書類＞

- ①補助事業実績報告書（様式第4号（第12条関係））
- ②事業実施報告書（様式E）
- ③労働生産性向上の目標（様式C）
- ④補助事業に係る経費支出の証拠書類（発注、納品、請求、支払いが確認できる書類）
- ⑤事業を実施したことを示すもの（コンサルティングの成果物や助言をうけている様子、また事前検証に伴う設備等の写真を添付してください。）

＜補助金支払い手続き時、提出書類＞

- ①補助金交付請求書（様式第6号（第14条関係））
- ②補助金確定通知書の写し



岡山市ホームページ
QRコード

【募集期間・応募書類提出先・問合せ先】

(1) 募集期間

令和7年9月30日（火）17:15（必着）

※次回の募集は予算が残っている場合のみ実施

(2) 応募書類提出先・問合せ先 〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1

岡山市産業観光局 商工部 産業振興課 ものづくり振興係 ※持参又は郵送してください。

※選定委員会での選定を経て、予算の範囲内で採否を決定します。

TEL：086-803-1329 FAX：086-803-1738

Email：kougoushinkou@city.okayama.lg.jp